

児童扶養手当とは・・・

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

父子家庭の方が 受給するためには・・・

児童扶養手当を受給するには役場への申請が必要です。

○申請の時期について、すでに父子家庭として支給要件に該当している方は、平成22年8月1日より前でも申請ができます。

○平成22年11月30日までに申請した場合、平成22年7月31日までに支給要件に該当している方は8月分から支給されます。

平成22年8月1日～11月30日までに支給要件に該当した方は、要件に該当した日の翌月から支給されます。

○11月30日を過ぎると・・・

「申請の翌月分」からの支給になりますので、役場にお早めに問い合わせの上、11月30日までに手続きをしてください。

問い合わせ
鬼北町役場 町民課 児童福祉係
☎45-1111
内線:217

平成22年8月1日から 父子家庭の方にも 児童扶養手当が支給されます。

父子家庭の手当支給要件は・・・

次のいずれかに該当する子どもについて、父がその子どもを監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が一定程度の障害の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子ども)

支給額(月額)は・・・

受給資格者(ひとり親家庭の父や母など)が監護・養育する子どもの数や受給資格者の所得等により決められます。

○児童1人の場合

全額支給:41,720円

一部支給:41,710円～9,850円

○児童2人以上の加算額

2人目:5,000円

3人目以降1人につき:3,000円

申請に必要なものは・・・

受給資格者および該当する子どもの戸籍謄本(抄本)や住民票が必要です。

「どぶろく特区」で 地域活性化を目指す ～製造は免許を取ってから～

鬼北町は、平成22年3月23日に国の構造改革特別区域(特区)として、「【奥四万十きほく】どぶろく特区」の認定を受けました。

この特区により、鬼北町内の全域において、農家レストラン等を営む農業者が、自ら生産した米などを原料として「どぶろく」を製造する場合に、製造免許に係る最低製造数量基準(6キロリットル)が適用されず、酒類製造免許を

受けることが可能になりました。

ただし、「どぶろく」を製造したい方は、酒類製造免許を取得しなければ製造することができません。また、個人で楽しむために製造する場合も同じです。

この免許を受けた場合は、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされます。

酒税法等に違反しないように注意しましょう。

役場 企画財政課 企画係

☎45-1111 内線271